

理 由

生産緑地地区について、農業従事者の故障が生じ、後継者もないため、また、生産緑地地区の都市計画決定から 30 年経過したことにより買取り申出がなされ、関係機関への買取りの照会や農業委員会を通じての斡旋を行ったが、買取り希望者がなかったため、生産緑地法第 14 条に基づく生産緑地地区内における行為の制限の解除が行われた。

よって、本案のとおり区域変更をしようとするものである。

南部大阪都市計画生産緑地地区の変更（泉南市決定）

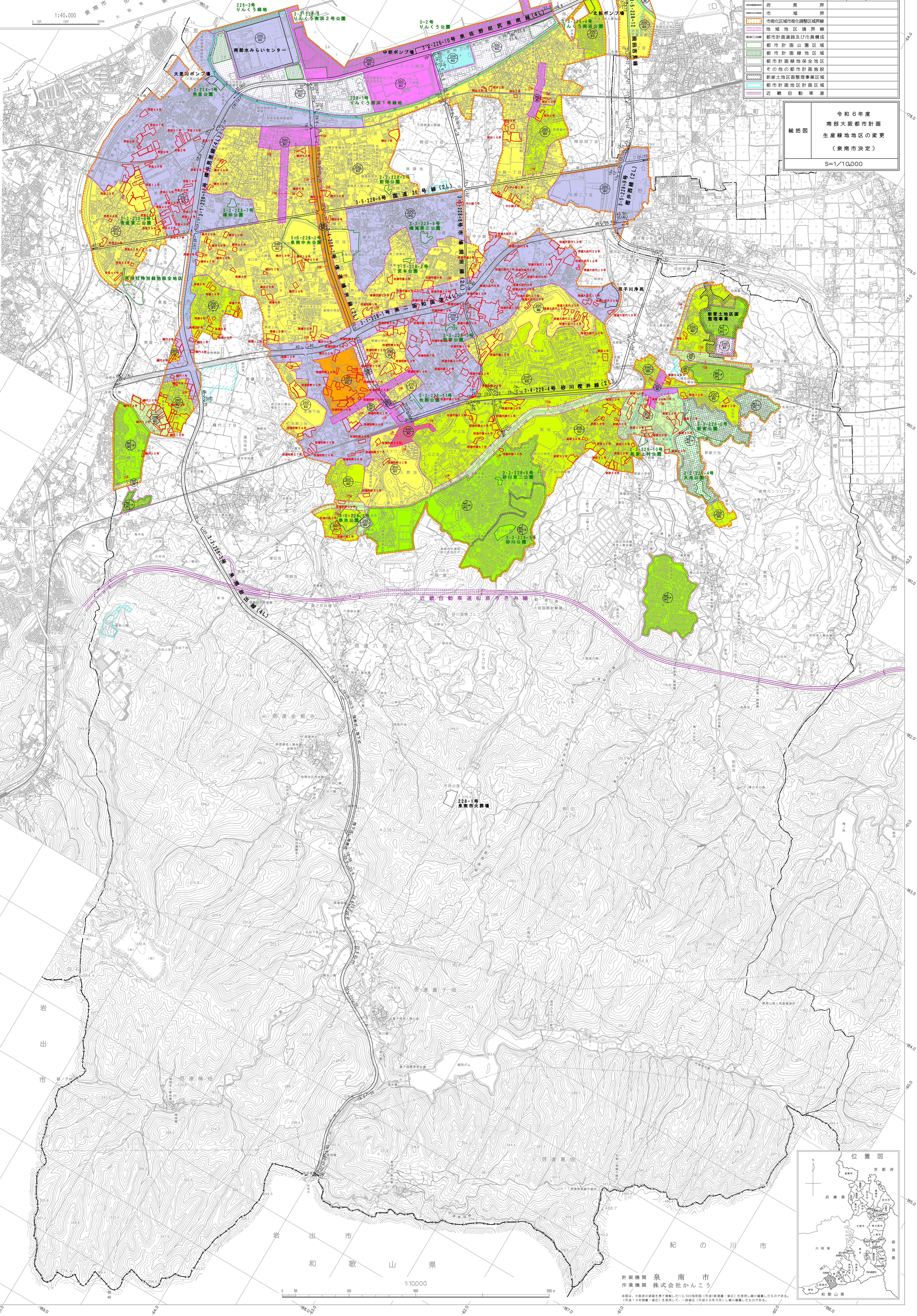
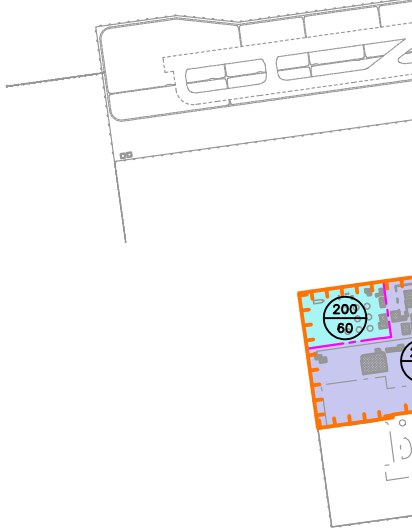
都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

名 称	位 置	面 積	備 考
樽井 16 号	樽井三丁目地内	—	廃止
信達牧野 18 号	信達牧野地内	約 2.76ha	区域変更
新家 15 号	新家地内	約 0.12ha	区域変更
新家 33 号	新家地内	—	廃止
岡田 12 号	岡田地内	—	廃止
男里 19 号	男里五丁目地内	約 0.11ha	区域変更
樽井 2 号	男里七丁目地内	—	廃止
樽井 10 号	樽井九丁目地内	—	廃止
小 計		約 2.99ha	
岡田 1 号他 183 地区		約 52.19ha	変更なし
合 計	192 地区	約 55.18ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

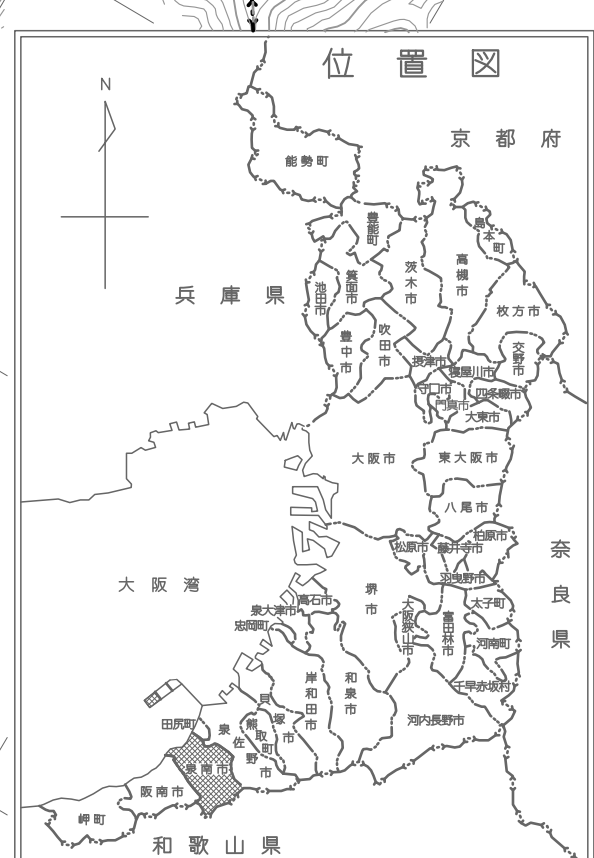
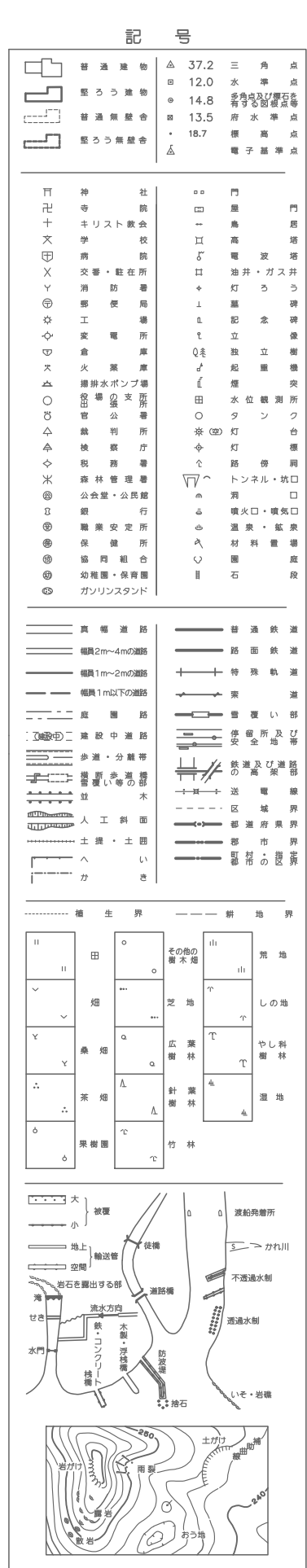
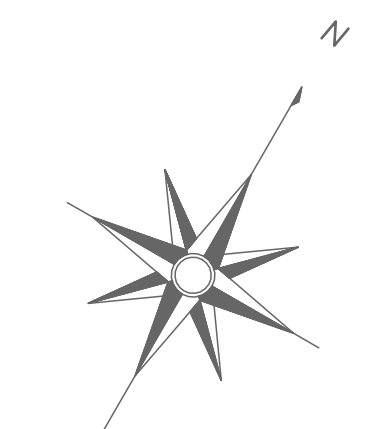
南部大阪都市計画図（泉南市）

泉州空港
(関西国際空港)



色別	凡例	建ぺい率	容積率	備考
第一種低層住居専用地域		30%	50%	外縁線距離1.5M
第一種中層住居専用地域		30%	50%	外縁線距離1.0M
第一種中高層住居専用地域		30%	50%	外縁線距離1.5M
第二種中高層住居専用地域		30%	50%	
第一種住居地域		30%	25%	MAK-322-1号 泉南第1号公園
第二種住居地域		30%	25%	MAK-322-2号 泉南第2号公園
準工業地域		30%	25%	MAK-322-3号 泉南第3号公園
工業地域		30%	25%	MAK-322-4号 泉南第4号公園
近隣商業地域		30%	25%	MAK-322-5号 泉南第5号公園
商業地域		30%	40%	MAK-322-6号 泉南第6号公園
近隣自動車道				

令和6年度
南部大阪都市計画
生産緑地地区の変更
(泉南市決定)
S=1/10,000



計画機関 泉南市
作業機関 株式会社かんこう

※ この地図は、都市計画の概略を示したものであり、詳細については縦覧図で確認して下さい。
※ この地図は、泉南市の都市計画を示したものである。